

平成27年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月25日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第3号	北海道最低賃金改正等に関する陳情（陳情審査報告）
日程第 3	陳情第4号	地方財政の充実・強化を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 4	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情（陳情審査報告）
日程第 5	陳情第6号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 6		一般質問
日程第 7	意見書案第4号	平成27年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書
日程第 8	意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 9	意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成28年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第10	意見書案第7号	新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第11		議員の派遣
日程第12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、産業厚生常任委員会）
日程第13		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	菅谷誠君
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	瀬尾光男君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	高井伸夫君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番岩井明議員及び6番菅谷誠議員を指名します。

◎ 陳情第3号

- 藤田議長 日程第2 陳情第3号北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
相澤産業厚生常任委員長。
- 相澤産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

- 1、陳情受理番号。陳情第3号。
- 2、付託年月日。平成27年6月19日。
- 3、件名。北海道最低賃金改正等に関する陳情。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。非正規社員の割合が高い北海道においては、地域経済の維持や社会保障制度の維持・充実に係る税源確保のためにも賃金体系改善は喫緊の課題となっている。地域別最低賃金は、過去8年間で104円引き上げられ、生活保護水準との逆転現象が解消されたが、北海道地方最低賃金審議会答申書にある、あるべき水準への引き上げができていない現状であることから願意妥当としたものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第4号

●藤田議長 日程第3 陳情第4号地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第4号。

2、付託年月日。平成27年6月19日。

3、件名。地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。我が国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。震災からの復興、さらに地域経済と雇用対策の活性化が求められるなか地方財政予算の安定確保は必要と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第5号

●藤田議長 日程第4 陳情第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。平成27年6月19日。

3、件名。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。へき地校が多い北海道において、標準的な教職員数の確保により、教育の機会均等を保障する義務教育費国庫負担制度を維持することや、教材費等の保護者負担の解消及び学校施設整備に係る教育予算の確保・充実は、重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第6号

●藤田議長 日程第5 陳情第6号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。平成27年6月19日。

3、件名。道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。公立高等学校配置計画により、再編・統合によって学校数、学級数が削減されているなか、地域の過疎化が加速し、地域経済や産業・文化などに影響が現れている。また、遠距離通学や下宿生活等により子どもたちの精神的、身体的負担や保護者の経済的負担も増大している。このため広大な北海道の実情にあった高校づくりと高校教育の機会均等は重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1番、8番、大谷友則議員。

●8番大谷議員 通告してありました2項目につきまして、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、地域医療に対する今後の考え方ということで、先般、町立医院の医院長が突然辞任し、新しい医師を探すということで、担当課を初め町長も大変ご苦労されたことだろうと考えます。その間、町民は大変な不安を感じていたわけでありますが、地域の住民を守るということで、改めて地域医療の重要性が再確認されたところだと思います。住民が安心して医療を受けられるための今後の地域医療のあり方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

これまでの病院に対する経過についてでありますけれども、今まで議会において説明・報告をさせていただきました。このことにつきましては、昨年12月に豊頃医院の医院長であります八重柏先生におかれましては、3月末で退職したいというお話がありまして、その後、各担当者とも十分協議を重ねてまいりました。しかし、なかなか医者の問題については厳しい環境下に私の町も置かれている関係上、非常に苦労をしたわけでありまして、管内の医療法人などと協議をしてきまして、最終的には現在の菌医院長と豊頃医院及び大津診療所の診療業務の契約を交わし、この5月1日から診療をしていただいております。この間、町民の皆さんには大変ご迷惑

をおかけしたかと思いますが、幸いにして3月末八重柏先生の退職の4月からは浦幌の多田医院や帯広第一病院の協力を得まして、一次医療機関として最低限ではありますが、その役割を果たすことができたものと考えております。

菌院長が就任された5月は、一時的に患者が少なかったわけではありますが、6月に入り患者の数も回復しまして、今月末にほぼ前年並みの患者数へと回復する見込みとなっております。菌院長の診療となつてから受診された町民の皆さんから大変評判もよく、今後においても患者となる町民の信頼関係を構築していただけるものと考えているところであります。

さらに、菌院長からは、着任以降診療体制について担当課と協議を進めており、今後においても課題などの協議を継続して、町民が安心して受診できるような地元医療機関となるよう今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 町長は八重柏医師との間で、意思の疎通を欠いていたということはありませんか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は、この病院には月に1回薬をいただきに行っておりまして、そのときはお話ししますけれども、なかなか前院長におかれましては、大変個性のある方で我々職員とは距離が一部空いて、ご迷惑をかけた点もあろうかと思いますが、現在、先生が地元を離れるときにはいろいろと地元のことを思い、それぞれ患者のことを思い、最終的には理解して仙台に行かれたというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 町長が求める地域医療を先生に実現してもらわなければなりませんし、また、院長が求める地域医療というものを理解して協力していかなければならない、お互いにそうした関係でなければ、地域医療の実践は無理かというふうに考えます。相互の理解をどのように深めていくのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は今までも、なかなか役所のほうとはちょっと距離があったというふうに先ほど申し上げましたけれども、今後はやはり担当職員、さらには保健師がおりますので、お互いに情報を交換しながら地域医療に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、定期的に担当職員と先生との会話も多くしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 いずれまた、医師の交代ということを考えておかなければなりません、今回のような突然の交代ということはないというふうに考えます。スムーズに交代できるような

方法を考えておかなければなりません。医師がいなくなるということは、さらなる人口減少を招くおそれがありますので、それらについて十分対応を遅滞のないように考えておかなければならないのではないかとこのように考えますが、いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私ども十勝の町村会の中でも、各地方における医者確保については厳しい状況下にあります。今回は私の町としてはご縁があってこういう形になりましたけれども、今後はできるだけ、今現在のお医者さんに長くいてもらうことと、更には、なかなかスペアで医者を確保するという事は困難だし、できないと思います。できるだけ先生に長く居ていただき、さらに何らかの都合で本町を離れる場合については、少なくとも1年先ぐらいにそういった情報をいただきながら、また、医者対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 それでは、次の問題に移らせていただきます。

地域創生の総合戦略作成の進捗状況についてということでお伺いします。

今、少子高齢化ということで人口が減少していき、地域が消滅するのではないかとされており、国は地方創生ということで、「まち、ひと、しごと」で町の活性化をなさいと言います。人口が都市、特に東京に一極集中し、それらに対する対策を何ら立てることがない矛盾の中ではありますが、地方自ら地方総合戦略を今年度中に策定しなさいということでもありますから、当町においてもそれらの作業が進められていることだと考えますが、その進捗状況についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げますけれども、なかなか新聞紙上等で総合戦略のお話は皆さん方にも既にご承知かと思っておりますけれども、若干その経緯についてご説明申し上げますと、地方創生につきましては、昨年5月に消滅自治体リストの公表をきっかけに、地方における人口減少問題の論議が高まってまいりました。昨年9月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、地方創生を旗印に、この法律の中で市町村に対し人口減少対策を柱とする地方版総合戦略を策定するように規定されたものであります。

この総合戦略の策定に当たっては、国から地域の人口ビジョンを策定し、地域の自主性、主体性を発揮し、地域の実情に応じた地域性のある今後5年間の計画を定めるように現在求められています。このため本町における人口ビジョンは、国の長期ビジョンの期間ではある2060年を基本とし定めることになっており、また、豊頃町地域総合戦略につきましては、計画期間が2015年から2019年の5カ年で策定することを求められており本町においては、国が示しております地方における安定した雇用の創出、地方の新しい人の流れをつくり若い世代の結婚、出産、子供の希望をかなえる時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域との連

携する四つの政策分野に沿って、豊頃町版の地方総合戦略をこの12月をめどに策定が進められているのが現状でございます。

以上でございます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 先ほど、民間団体の日本創成会議というところが高齢者の移住を推進したらどうだという提言をされております。後期高齢者が急増し、都市部では医療・介護の施設や人材の不足が深刻化している。地方にそれを受け入れてはくれないかと、医療や介護などの自治体財政を国がどう分担するかという議論がないまま進められておりますが、町長はどのように考えますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、この総合戦略の中で仮称でありますけれども、豊頃町未来創造会議を設置して、この設置のそれぞれ中は、各団体、官・公機関、労働者、報道関係等々が協力して、その会議を今設置されて行動をしようとしているところでございます。

今、大谷議員が申し上げました高齢者を地方に分散するような考え方も、新聞等で伺っておりますけれども、現実的に地方に人口を増やすために高齢者がもし移住されるようなことになれば、ある程度の対応はできますけれども、なかなか施設等にも問題等がありますし、どうしても生産能力のない人口が増えてきますと、やはり町そのものにも非常に厳しい状況下があると思えます。

あくまでも、やはり年齢的にバランスのとれた人口制度が一番好ましいわけですが、これからどういう状況になるかわかりませんが、できるだけそういうものの対応についてもある程度施設の整備等にも非常に財政的な面もありますので、十分検討をしながら前に進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 我が町は、もう既に平成22年度から平成31年度までの総合計画が作成され進められております。今回、地方創生5原則の中にも示されておりますし、長期ビジョンの中にも国は示しておりますが、非常にこういった計画とダブってくる部分がありますが、これらの整合性というのはどのように考えておりますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現実的に、私の町も人口を減らさないような目的で努力をしておりますけれども、ご存じのとおり現在、出生率は日本でも1.4台を切っております。人口が増えるということは、少なくとも子供2人以上いなければ人口が増えないわけですから、我が町にとりましては、実際そういう問題について人口を増やすことは不可能に近い。できるだけ人口の減少率を止めるような努力をしなければならないというふうに考えております。

また、移住の問題でも、それぞれ町によっては対応が異なりますけれども、できるだけそういう受け入れ態勢はありますけれども、私どもの住んでいる町民をやっぱり優先して、そういった老人対策をしなければなりません。できることなら、国、道に要望したいのは、そういった移住があった場合については、やはり国が責任を持ってその交付税対策だとか、財源措置をしていただかなければ、私どもは受け入れ態勢については非常に厳しい問題があると思います。

以上でございます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 国の地方創生人材支援制度で支援者を派遣するということもあるようですが、そのことに対しての利用はどのように考えておりますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私ども昨年、職場の中でそういった組織をつくりまして、若い意欲のある職員が2班に分かれまして全国自治体の優良町村を視察し、それなりのまちづくり等を勉強してきました。即戦力に将来なろうと思っておりますけれども、これからはそういったチームを十分研修機関に出して本町の戦略に役に立つように頑張っていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 職員を信頼してつくっていく我が町のことでありますから、もちろんそのほうが私もよろしいかと考えます。総合戦略策定後は速やかに町民と課題を共有し、計画を推進していかねばなりません。そのことについて町民とどのように意思疎通を図っていくのか、考えておりますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私の町には総合開発計画がございまして、それなりのまちづくりの総合開発計画に基づいて現実的に進んでおります。今回の策定に当たっては、産・学・勤・官・労・報というふうに産業団体や学識経験者、金融機関、官公庁、さらには報道機関等々幅広い中から、ある程度情報を収集しながら総合開発計画の策定については、研究していきたいというふうに思っております。もちろんある程度その計画が進む中では、当然議会の意見を聞きながら、また、議員さんの皆さん方のご意見も聞きながら、時間はかかりますけれども取り進めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 以上で終了させていただきます。

●藤田議長 通告順番2、4番相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 町道の整備状況についてお伺いいたします。

現在の町道整備事業の進捗状況と整備方法について、整備に非常に時間がかかり過ぎていると思われるが、そこら辺についていかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

本町の町道につきましては、現在町が管理している町道は278路線ございまして、約313キロメートルを有しております。この道路の改良率は約7割を超えるような改修率を行っておりますし、また、舗装についても6割弱舗装が終わっております。

ここ5年間で改良延長が余り進んでおりませんが、なかなか財源的にも大変厳しいものがございます、また、国、道の補助事業に対する道路等について本当に改良が進まない、予算がつかないのが現状でございます。

特に、今、国は大きな事業を抱えておりますので、地方にはなかなかそういった財政的支援が厳しくなってきたのが現状であります。これからも必要に応じて、厳しいところについては単独でもやはり生活路線をきちっと守りたいというふうを考えておまして、あくまでも一般財源を投入するということになりますと、それぞれ財政上のバランスもありますので、思い切った財政投入はができませんけれども、町民の迷惑にかからない、不安にならないような道路整備をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 昨年までに幌岡の基線17号の舗装で1.2キロメートルを3年かかって舗装されております。また、2層目がまだ3分の1しかできてないというふうなことを考えまして、今後の整備計画と整備方針についてをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまのご質問の幌岡第3幹線につきましては、約延長が8キロ弱でありまして、当初は、昭和54年から58年にかけて北海道の事業で改良工事が行われました。その後、町が簡易舗装を施工しております。

近年、大変道路の傷みが激しいということで、平成24年度から国の事業によります社会資本整備交付金事業をこの道路の整備に充てまして改良が進んできている状況でございます。この路線は延長が長く、総事業費が約17億円程度を国では予定されているようであります。全体で事業採択はなかなか難しい、分割でも1期分として約2.3キロ、5億円が国によって事業採択はされております。

計画では、1期分は平成28年までで完成させ、その後、続けて2期分を進めていくことの予定になっておりますけれども、昨年度の進捗状況、また1期分の60パーセントぐらい、全体では18パーセントぐらいしか、今予算がついてないような状況でございます。これからも先ほど申し上げましたとおり、国が非常にオリンピック等で大きな事業を抱えておりますから、予算が地方にはなかなか来ないのが現状であります。しかし、これからも粘り強く担当者と国、道に働きかけて、できるだけ早く予算がついて道路の完成になるように努めていきたいというふうに考えてございます。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 ただいまの説明でわかりましたけれども、今後については西2線を通り基線10号まで6.8キロ舗装する予定で始まっております。しかしながら、ことしは740メートルしか予算がないということで、計画されていないこの状態だと何年かかるのかなど、そんな思いをしているところでございます。

また、今では大型トラックが頻繁に通りますし、農家でも大型トラックを所有している状況であります。特に基線10号線の道路につきましては、路肩が下がっていて非常に危険な状態だというふうな状況であります。こういったところだけでも即直していただきたいというふうに思っております。一生懸命やっていたかかないと、いつになったら本当にできるのかなというふうな気もいたします。事故があっては遅過ぎるというふうな面もありますので、その点はいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、今、国の考え方としては事業の選択と集中という観点から、道路構造の長寿命化を図ったり、防災安全を支える道路だとか通学路の安全対策などが重点的に道路整備をしております。

ただいま、相澤議員からのご質問のとおり非常に幌岡については傷みが激しく、また、大型農業機械等も非常に多くなってきております。今後とも積極的に国、道に働きかけて、できるだけ予算獲得のために努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 それで、今、町長の報告で早期着工、早期実現をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

●藤田議長 通告順番3、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、町税等の滞納処理についてお伺いいたします。

税の滞納処理における対処といたしまして、地方税法の第18条、これ5年間の消滅時効となっておりますが、この処理は同法の規定に従い事務的に処理するのではなく、滞納者への納税意欲の喚起を図るための基本的な方針により、その整理を円滑に進めると提言されております。それに付して、積極的な調査活動や給与の差し押さえを行うなど収納率の向上に向けた努力をする。さらに、悪質な滞納者へは積極的な差し押さえ処分や滞納整理機構への移行など、厳しい対応も同時に行うことが住民への税負担の公平性を担保するものであると、このような指摘が年度別の歳入歳出決算書等で意見書として付されておりました。

私は、これらの文言に対しまして、町民の立場から関連事項3点を質問させていただきます。

初めに、町税等の悪質な滞納者とはどのような基準をもって判断し、対応しているのかお伺い

をいたします

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、税関係のご質問でございますけれども、悪質な滞納者の件についてであります。私は税金や保険料や使用料等については、行政サービスの受ける原資となる資源でございます。今後やはり納税は憲法で保障というか、国民の三大義務の一つでございます。町民に平等に所得において負担がかかっているわけです。

最近、滞納者に対する未納金も大変増加しております。しかし、職員には未納金の徴収については滞納をされている方の生活を著しく脅かすような徴収は、たとえ公権力の使用であっても許されるものではないということは、私ども職員も十分承知でございます。

しかし、滞納者に対する今までの職員が協議、収納しやすい条件などを提示しても、なかなか理解をできないような状況であります。さらに加えて、資産や収入もあるにもかかわらず、徴収される場合については徴収担当者との約束も履行せず納入の誠意が見られない、そういう未納者については、私は悪質な滞納者と位置づけるものと判断はしております。

したがって、今後こういう問題につきましては、ある程度先ほど言いました十勝滞納整理機構とも十分協議をしながら、あくまでも均衡のとれた平等に負担をしていただくことが行政としては一番簡明かなというふうに思っております。したがって、そういった納入の困難なことは先ほど言いましたとおり十分話し合い、そして、納めやすい方法であくまで進めておりますので、その辺は理解していただかなければ未納者もなかなかそういう気持ちにはならないかというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 私も資力があって担税力があり、そうしながら税などを納めない、この悪質な滞納者に対しましては厳しい態度で接することは当然だと考えております。しかし、道・町民税や国保税等が納期までに納められなくなることは、決して特別な世帯だけではなく、今のよう状況下では誰でも起こり得ることだと私は考えております。だからこそ、この税金を徴収する行政といたしましては、納税義務だけを強調するのではなく、町民の暮らしの実態を丁寧に聞き取り分割納入や徴収の猶予など温かい対応が求められると考えます。同時に、あくまでも滞納者であろうとも、自主的な納付、これを基本とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私、先ほど申し上げましたとおり、税については生活を脅かすような徴収の仕方はできませんということもお話ししました。特に、私の町では十勝管内でも徴収率が非常に好成績で95パーセントを超えている。ほとんどが納期内完納の厳しい方については、税徴収担当者とお話をしながら分割で納入をされております。

あくまでも私どもが言っている滞納者でも、なかなか徴収に行っても納税に対する理解が低

い、また、そういう形になかなか生活環境も直らないと言いましょうか、できないような形の方については、ある程度公権力を使って差し押さえ等もせざるを得ない。なぜかと言いますと、ほかの納税者と均衡がとれないのも一つですし、税収入がなければ、使用料がなければ、やはり教育、福祉のほうにも影響を及ぼす関係上、あくまでもやはり約束はきちっと守っていただき、辛いときはお互いさまであるので、それは徴収担当者も十分わかっておりますので、今後、これからもそういう形については十分気をつけながら徴収したいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 税等の徴収につきましては、職員の方々も早朝より、また夜遅く徴収に歩いていることは重々知っております。ですが、この税などの徴収につきましては特段の配慮をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

国税の還付金、また預貯金、給与等の差し押さえを中心に滞納者への威圧感を与えると同時に、高額な手数料を徴収する滞納整理機構は、行政と納税者の信頼関係を損なうものだと私は考えております。今後の滞納整理機構との関係についてのお考えをお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は今の滞納機構の前に、今、ご質問ありました税の還付金の差し押さえですけれども、私の町ではそういった方の場合については本人と、あなたの所得税の還付がこのぐらいになるんじゃないですかと、それを町・道民税のほうに納入していただいけませんかということで、あくまでも本人の了解をもって、それを手続上差し押さえしております。

ご承知のとおり所得税は源泉徴収という形で徴収されますので、滞納はほとんどないわけでありませけれども、町道民税は前年の所得に対して本年かかりますから、どうしてももの入りで、その働いたお金を使うと町道民税が非常に納入しづらくなってきております。したがって、できるだけ滞納をされている方で、それぞれ働きになって源泉徴収された方について、さらに精算され、つまり年末調整、確定申告などで国税が余った場合については、当然、町道民税のほうにも回していただきたいということで徴収しておりますので、一番適切な納め方かなというふうにも思っております。

ただ、今言った、十勝滞納整理機構の関係でございませけれども、これは19カ町村が加盟して、それぞれ一部事務組合として働いております。このチームについてはそれぞれの専門分野で非常に徴収技術等々については専門ですので、安心してある程度徴収していただけると。

私の町でも当然加盟してございませ、全体で加盟した中でも非常に私の町はそこをお願いする件数はもう少ない。本当にごく一部であります。全体で去年は400を超える件数のうち、私どももお願いしたのは2件でございませ、2件はどうしても技術的な徴収を必要とする形をお願いしております。私はこの滞納整理機構につきましては、特に十勝管内の滞納整理機構につきましては、徴収する方も非常に礼儀正しく、今おっしゃるように公権力だけを使って取り方というのは余り聞いたこともありませんし、私は適切な一部組合で各町村とも安心してお願いをしている

ような状況でございます。

特に、各町村が同じような業務でございますので、1カ所にそういった一部事務組合をつくって応分の負担をしながら、その組織にお願いすることもやはり国民に対する平等な負担の割合の徴収の仕方かなというふうに考えておりました、今後についても、私は十勝滞納整理機構については豊頃町は加盟して引き続き技術的な困難なものについてはお願いする考えであります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 町長もおっしゃられたとおり19市町村が加盟する滞納整理機構なのですけれども、この滞納整理機構は税収の徴収のプロであります。差し押さえの基準は十分に存じていることと思います。豊頃町では2件というふうに今伺っておりましたけれども、通帳にあるものは1円でも回収する滞納機構の立場に立って考えますと、滞納者の自己主張ですね、町から投げるわけですから、自己主張これ考慮することなく通帳に含まれた金額は所得と見なして差し押さえることも十分考えられますし、その差し押さえに携わった人によっては当然行っているところもあるわけでありまして、それだけに給与や年金の生計費相当分、そして公的な手当、商売道具など国税徴収法などで差し押さえの禁止財産とされている金品にも手をつけることが懸念されます。

さらには、回収ができない滞納処理については町に差し戻す。このようにリスクを負うことがなく行政と住民の間に立って非情な取立屋という滞納整理機構の使命は私は終わりにしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私もある雑誌で見まして、地方税の滞納整理機構に名を借りた不当な徴収は許さないというタイトルで、確かに批判をされている例もございます。しかし、私は、十勝における滞納整理機構についてはそういった、今、岩井議員がおっしゃるような文言で取り立てることは私はないと思いますし、私のほうの2件もなかなか職員では対応しない、話もしてくれない。行けば厳しい挨拶で大きな声で帰いなさいというふうな形で、職員としては、これ以上摩擦することは厳しい状況の方だけ滞納整理機構の方をお願いしているわけでありまして。

滞納整理機構も、例えば貯金に残があってもそのお金がどうしても子供たちの学費に使うのだとか、何らかの理由があればそれは当然滞納整理機構であっても人でありますので、それはその内容に応じては、そこまで徴収をすることは私は考えられないのではないかとこのように思います。

いずれにしても、税というのはやはりその町の福祉、教育、町民の暮らしを守るための原資としては絶対必要であります。したがって、できるだけやはり納めていただく、納められない方については担当者と十分話ながら、納めやすい方法でやっぱり納めてもらうことが税の本旨だと思います。そういった関係上、これからも、今、岩井議員がおっしゃるとおり対応については十分気をつけながら、これからも徴収率100パーセントに向かって努力をしていきたいという

ふうにご考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 私はこの点については、これからもこの問題にはしっかりと取り組んでいくことを申し述べまして、次の質問に移らせていただきます。

物価の高騰、そして消費税率のアップに加え労働条件の悪化で住民の暮らしが先行き不透明な状況の中、各種の税金や介護保険料、医療費等の負担が大変厳しい状況にあると思われまます。町民が安心して暮らせる税制度の見直しや、町民本意の施策は考えられないか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、物価の高騰だとか消費税の問題につきましては、一自治体で解決できる問題ではありませんので、答弁を差し支えさせていただきますけれども、非常に昨今、都会では景気が大分回復しているのですけれども、特に北海道、十勝、豊頃についてはまだまだ景気の回復という言葉すらないような状況でございます。

町民の暮らしを守るためにそういった各種の税や保険料、医療の負担が大変厳しいというご質問ですけれども、私も本来であれば税金もなし、保険料もなし、医療費もただということ是非常にしてあげたいけれども、あくまでもこれらの財源はやはり皆さん方の適切なる税金、そしてかかった方には保険料、医療費を負担していただくのが町民の暮らしを安心して守るのではないかというふうに思っております。一時的にこういった保険料や医療費をただにすることは可能ですけれども、将来我々の子孫が豊頃町を守るためには、やはり一定の財力、財政がなければ町は引き継ぐわけにはなかなかいかないというふうに考えております。私はこれからも医療についても、やはり適切に医療費の保険料、また介護保険料についてもそれなりの施設が充実しておりますので、当然かかるものはかかるわけでありまます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、生活が大変厳しい方には、それぞれご相談いただければ、それなりの対応をして、安心して暮らせるようなまちづくりをこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 5番、岩井議員。

●5番岩井議員 税等の滞納者の圧倒的な多数は生活の窮乏者であります。収納対策は本来行政がこの貧困に苦しむ人をしっかりと見つけ出して、親身に相談に乗って減免制度や福祉制度を提供していくと、最初の窓口となれるものであると私は考えております。

町長は、滞納者に対して締め上げではなく適切にと先ほど言われていましたので、その点は考慮いたしますけれども、貧困者の救済、貧困の打開を第一義に置いた収納対策へ根本的に転換することが、今後より一層必要不可欠な課題と考えますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 税の負担については、所得つまり課税するものがなければ当然税金が出てこないのが普通であります。ただ、税が出るということについては、ある程度所得を有しているという形

で、これは、いたし方がないというふうに思っています。ただ、その家庭、家庭によっては、いろいろな事情があったり事故がありますから、当然税が納めるのが困難なこともあろうと思います。その時は適切に私どもは対応して、できるだけ暮らしに困らないような形でお話をしていきたいと思います。

特に、最近では国保料の問題で病院にかかる方が非常に多いものですから、国保料も高いです。所得があってもなくても一定の保険料がかかりますけれども、これらについても十分担当者と話しながら、納めやすい、また負担のできるだけ軽減できるような措置の方法も協議をしながら考えていって、今、おっしゃられるように町民が本当に安心して暮らせるようなまちづくりに進めたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 行政というのは国からの悪政に対する町民に対する砦となるわけです。今後もより一層の町民に対する特段の配慮をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 いろいろとご指摘、ご質問等をいただきましたけれども、十分そういったことについても勉強をさせていただきます。

●5番岩井議員 ありがとうございます。

●藤田議長 11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を再開します。

一般質問を続けます。

通告順番4、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 それでは、一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず初めに、ふるさと納税について、ほかの町のような特産品を活用したふるさと納税の対応というのは考えられませんかということで質問したいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ご質問のふるさと納税につきましては、内容をちょっとご説明しますと、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創生されております。現在はさらに減税枠が拡充されて、国も強く推進している制度の一つでございます。

近年は、寄附された方への特典として特産品等を送り、その商品の優劣によって全国的に加熱

をしているところでございます。十勝管内でも大変高額なふるさと納税を受けている町もあるというふうに思っておりますけれども、今、坂口議員からご提案というかありました本町におきましては、今年度予算に計上しておりますふるさと納税制度を創設するので、現在取り進めております。今年度につきましては、豊頃町のふるさとを持つ東京豊頃会、さらには札幌豊頃会の皆さんを対象として実施することを検討しておりますが、次年度以降についても本年度の実施状況を見て、協力事業者の宣伝など行い、身の丈に合った豊頃町らしい特産を用意し、一般の方へも広めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 今、東京豊頃会とか札幌豊頃会とかというふうにおっしゃっていましたがけれども、この減税枠ができたということで、1人で例えば5町村に分けたり1万円ずつを、それでいくと最初の2,000円だけが控除されて、あと4万8,000円が所得税から減税されるということになると思うのですよ、例えばの話ね。そうすると、それでやっぱり物がもらえるようなところへ、むしろ傾く傾向にあるのではないかというふうに思うのですよ、そして、減税されると。結局寄附した人は得するという実質になると思うので、やってほしいなと思っております。

ちなみにですけれども、昨年豊頃町にふるさと納税された件数とか、割賦とかいうのは幾らぐらいなのか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 昨年の数字については、今、取り寄せますけれども、ふるさと納税の内容については計算方法はそれぞれあるのですけれども、大変私どもが売りたい本町の物産が年間を通して提供するようなものが現実的に少ない。例えば、豆の加工だとか魚なんかもそうですけれども、どうしても時期的に限られる、ある町ではポイント制にして、ある程度ポイントがたまったら、例えば大津産のアキアジを送るとか、それから豊頃産の大豆を送るといったような制度もとっていいところもありますので、今後私どももそういった取り組みで、ポイント制度も考えながら行ってきたいというふうに思っております。

ただ、このふるさと納税は非常に私どもには余り影響というか、努力もしていないせいか非常に少ないのですが、例えば豊頃町の町民の納税者が全部本州の長崎の物を購入しますと、うちの税金全くないのです。それで減税でなるものですから、税金納めないものですら、そういう形で非常に偏ると厳しい状況になって、非常にある学者はそういうのも指摘するところもありますけれども、また、一方、先ほども言いました十勝管内でも何億円というような形になっていることもあります。ただ、そこの自治体首長に聞きますと、今まで苦勞して肉を販売したけれども、なかなか思うように売れないと。しかし、ふるさと納税の冠かけた途端に売れるようになったという話で、今非常に国では競争心を仰いでおりますけれども、本当に税の体制としては正しいのかどうなのか、私も疑問に思っているのです。

と言うのは、本来ならば税金で福祉なり教育なり、まちづくりをする税金の根本的が寄附の形になってなくなるのですけれども、仮になくなればまた交付税という形でそれなりに対応はしてくれるのですけれども。そういうことを言うと、豊頃町は何もないからひがみだと言われても困るのですけれども、いずれにいたしましても、本町の物産を特定な関係で販売できたり、そういった全国にPRすることは非常にいいことですので、そういうことについてもこれからは十分検討して、ある程度そういった作ってくれる方、もしくは豊頃町の物産をPRするような形で人員配置だとか、いろいろな形で経費がかかるかと思えますけれども、PRのつもりで頑張っていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、議事を再開します。

宮口町長。

●宮口町長 私の方では、12件で128万円ですけれども、この寄附行為で来ますものですから、この寄附行為については減税の対象になるわけで、正式にふるさと納税の看板を掲げて募集したわけで、毎年大体10件前後の方で豊頃町にゆかりのある方が寄附をいただいている、まちづくりのほうですけれども。ふるさと納税と同じく証明書を出して、東京なら東京の方の税金が減額になるという形になっております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 特典とか、そういう贈り物ということに関してですけれども、そういうことがあれば地元の関係者も少しでも潤うかなと思って提案したわけですが、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

町のホームページについてですけれども、町のホームページを活用して、農産物、海産物の特産品のPRとか、販売などをしてはいかがなものかと思えますけれども。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、豊頃町のホームページは専用の観光ページをつくりまして、町内の商店や特産品、それから景勝地をご紹介しております。使用されている写真等についてはもちろんプロのカメラマンが撮影しまして、実際の味や雰囲気などが味わえるような配慮をしており、町外からも問い合わせもいただいているところでございます。

ホームページ上で物産販売につきましては、なかなか人員の配置や、またそれなりの各店舗の在庫だとか、それぞれ該当する商店の方とも協議を進めていかなければならないさまざまな課題があり、非常に難しいものもあると思います。しかし、今後、そういった意味では町内の業者の

方々と十分協議をしながら、ある程度要望があれば検討して、その店からそういうものをPRしていただくことも十分考えられると思います。特に本町の物産になると、団体では農業協同組合、また漁業協同組合の協力も得なければ、なかなかそういったものはある程度大量になって来ると思いますので、今後そういうものを兼ねて本町の特産をPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 ホームページを活用してですけれども、先ほどと同じようにネット販売とか、そういうのでやれば、地元の関係者が市場を通っていく値段よりも直で売ってもまだ手取りが多いということになるかと思うので、何とか積極的にやっていただきたいなと思っております。

それでは、もう一つ次の質問に移らせていただきます。

緊急農地整備事業についてですけれども、暗渠排水事業の補助割合の見直しはできないかということなのですけれども、現在、町では1ヘクタールに限ってですけれども、5割補助ということで補助をいただいているわけなのですけれども、何分ちょっと一昔前から見ると事業費が膨大に高騰しているのです、5割を個人負担するというのは非常に昔のほとんどゼロと同じような状況なのです。

今、農家というのは大規模経営になって、面積を多くつくって5,000円とか1万円の積み重ねで生活しているような状況なので、できれば6割ぐらいの補助事業に町と農協との相談でもあると思うのですけれども、何とかそういう農家の手助けにはならないかと思って質問しています。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、緊急農地基盤整備の補助の割合でありますけれども、本町の基盤整備については非常に地理的条件で湿害が強い、そういった状況を持っております。今までは道営事業、団体事業でそれぞれ土地基盤整備事業を補完してやってきておりましたけれども、平成23年度から緊急的に必要とする農地の対象に当初3年間の事業として実施してきました。これらにつきましても、ご存じのとおり町と農協が25パーセントずつ出しまして、受益者が50パーセントの経費の割合で基盤整備をし生産性の回復や維持向上に努めてきたところでございます。

補助の基準については、もう私が説明するより坂口議員のほうが詳しいかと思うので省略しますが、やっぱり1ヘクタール約120万円近くかかります。大変だと思いますが、なかなか財政的にも農協も私のほうも俗に言う土地を基盤整備するということは、収入は確かに入って税金も入る可能性が高いのですけれども、逆に資産造成でその土地が高くなる、個人の土地なものですから、いろいろ賛否両論もあります。しかし、本町は基幹産業であります農業は、これまでも非常に大切にしてきました。特にこの事業については近隣の町村から見ると非常に条

件がいい。さらに、今また担当者が努力して河川の要らなくなった土を各畑に入れていただいております。なかなか隣の町から見たら、非常に農家の方も努力しておりますけれども、業者としても大変頑張っているのではないかというふうに思っております。

今後もそれぞれ補助事業がありますけれども、できるだけ受益者に負担のかからないような形をしてあげたいのはやまやまなのですけれども、いかんせん財政的に厳しい面もございますので、今後はどういう形になるかわかりませんが、今、坂口議員に申し上げましたとおり、できるだけ安くできる方法、また、農家の方にも負担のかからない方法と努力したいものですが、それだけ町、農協がもたなければならない。また、農協とも協議を進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ここで即答はできませんけれども、できるだけそういう形で努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 前向きに検討されるということですので、以上で私の質問は終わらせていただきます。

●藤田議長 通告順番5、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 行政区の運営に関して質問をさせていただきます。

豊頃町行政区設置条例により、現在我が町には35区の行政区がありますが、その中の十弗町内区が、自主的な行政区活動が困難になったことから、町に対し解散届を提出していると聞いておりますが、今後どのように対応するのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

ご質問のありました十弗宝町の町内会の解散届等につきましては、本年3月に区長さんであります関本さんから、そのようなお話がありました。そして、早速職員が関本さんの自宅を訪れ解散届の提出に至った経過について聞き取りを行ってまいりました。特に、私から申し上げるまでもなく大変小さな集落でございまして、高齢者が非常に多い。特に町内会の会合を開いても1、2名しか参加できない。また、お年寄りや病气持ちの方が多く、さらには仕事の関係で役員になる方がいない。年金生活者が多く会費は集めるときも困難なときもあります。特に町内会の葬儀についてはほとんど無理というふうな形でございます。

この聞き取りの際には、豊頃町行政区設置条例に基づいて行政区と、そして地域の自主的な活動に基づく町内会とは若干違いがありますので、その結果、お話しいただきました結果、広報紙の配付等町の連絡窓口などをお願いすることで、関本さんに承諾を得まして4月28日に行政区長会議のときに区長としての委嘱状を公布させていただきました。今後の対応といたしましては、当分関本さんがそういう形でしていただけますけれども、十弗町内の全世帯を対象として会合を開催したり、行政区の業務や区長の役割を承知していただき、町内活動や地域づくり、ま

た、体育協会などの事業の参加など、いろいろとございますので、今後十分またどのような形をしていいかを検討していきたいというふうに思っております。当分、関本さんだけではできませんので、私どもも協力しながら、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほど町長の説明の中にあつたとおり、所轄の職務者は昨年の上旬に解散届を提出しております。所轄の職務者は十弗宝町町内会として解散届を提出しておりますが、本来当地の深刻な事情からして、十弗町内行政区の解散を意図した届出書であつたというふうに私は聞いております。当地区は在住戸数が現在15戸程度で、少子高齢化が激しく今後どのように考えても、区内の住民による区長の推薦も難しく行政区としての設置は困難であると思われま

す。今後、このような行政区の解散を意図した届出書が提出された場合は、担当する課の係が適切な説明と助言ができるようお願いしたい。また、該当地域近隣の行政区長並びに地域団体長に向けて良好な方法が、また方策が主導できるよう早い段階での働きがけをしていただきたいのですが、町長よろしく願います。

●藤田議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご承知のとおり豊頃町の行政区設置条例につきましては、第1条で能率的な行政の確保を図ること。そしてまた行政の健全なる発達を図ることを掲げております。特に、行政区の中に全く人がいないのならどうしようもないのですけれども、人がいる以上は、行政区そのものはやっぱり行政上、条例上ありますので必要なというふうに思っております。そしてまた、町内による行政区はその区域内に居住する方々が適切な行政サービスを受けることができるのが私どもの仕事で、さらに行政とのかかわりを深めることが大切でないかというふうに思っております。したがって、行政区の解散というか、行政区そのものをなくするということは、現在あまり考えておりません。

今後、こういった限界集落的な形にますます進行していくことが予想されておりますので、できるだけ職員と担当者で協議をしながら、行政がある程度足を運んで協力しなければ行政のサービスが受けられないかなというふうに思っております。本来ですと、そこに周りの行政区、もしくはその班の方々が協力していただければよろしいのですけれども、農村地帯の中に市街地があつて、職業的にもなかなか異なるといういろいろな意味で負担も違いますし、非常にやりにくいものもあるかと思ひます。できるだけ行政としてはその小さな、お年寄りのいる地域については積極的に職員が参加したり、今、見守るチームがございまして、そういった方々に協力をしていただきながら、安心して暮らせるような方向に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 関連の質問でございまして、町条例には、行政区の解散に関しての条文がただし書きとしても明記されていないが、今後同様な事例が出てきた場合どのように対応するのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 行政区の解散等につきましては、当然条例で直すということになれば議会の議決が必要になってきます。したがって、今、行政区で数が少ないけれども行政区がございまして、特に、行政区の名前を出して申しわけないのですけれども、なかなか長節、湧洞、旅来のほうは段々少なくなってきておりますけれども、距離がありますと、そこに一つになって行政活動することも困難ですし、また、その地域地域の特性がありますから、なかなか私も書類上で何々地区と何々地区は一緒になってくださいといっても、そうは今までの経緯を見るとなかなかいかない。

したがって、これからも小さな行政区であっても、そこに住んでいる方がいらっしゃれば当然行政サービスを滞りなく職員が届けるような形で進めたいというふうに考えております。したがって、行政区の解散については、現在のところ考えていない状況でございまして。

以上でございまして。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 解散に関する関係のことについては条例の中にはないわけですが、行政区内の住民が民意により区長を見出すことが困難になるということは、行政区が設置できないことを意味し、それが成り立たないということになります。

仮に、近隣行政区との合併や編入といった案もあったとして、該当地区の住民がそれを望まなかったときには、いかに対処するのかという問題もありまして、やはり今後疲弊してくる地域、その他の部分につきまして、いろいろこの行政区の設置条例については、今後考えなければならぬことがあるのではないかとこのように私は思っております。

特別区の設置や職務代理者の委嘱など将来行政区として成り立たなくなった地区の配慮を考えたときに、行政区設置条例の一部改正も考える必要があるのではないかとこのように思うわけですが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 行政区の役割が果たされてなくて限界集落等になったらどうするんだということですが、今までの例を見ましても、それでは隣の行政区が面倒を見ていただけますかといったら、なかなかオーケーをしない。なぜかと言うと職業も違うし距離がある。また峠を越えていかなければならないと。そうすると、最終的には、やはり豊頃町に住む方々で、特にそういった弱い立場にいる方々は当然これは、町が行政がそれなりのサービスをして、その人方を守らなければならぬというふうに思っております。

したがって、あくまでも行政区は豊頃町の行政区を分けることは必要でありますから、そ

れを大きく例えば十弗一つにしてしまうと非常に今度は行政区の中で行動ができなくなる。できればある程度同じような職種の仲間が集まるのが適当だというふうに思っております。したがいまして、そういった農村地帯の中にある市街地なんかでは少なくなるものについては、これはあくまでもその行政区として本町がそれなりの行政サービスをしていかなければならないというふうに思っております。

本来なら、私の言う協働のまちづくりですから、周りの方々が助けてあげていただければ大変結構なんですけれども、かえってまた、そういった周りの方々に負担をかけるようなことになっては申しわけないというふうに思っておりますので、今の体制でいくのが一番好ましいかなと思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 この質問に関しては、これで終了させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、当地域にはそれぞれ地域で構成する団体等がございますので、そちらのほうの団体にもひとつ強い働きをしていただき、同じ地域に住む人間としてそこに存在価値のある者として、住民の方々は一緒に住むわけですから、ひとつ行政のほうからも働きかけをしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、次の質問に移させていただきます。

豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の進捗状況について質問させていただきます。

3件ありますので、1問ずつ質問させていただきます。

計画第10項、(2)過疎地域自立促進特別事業の中にある、「若者・子育て世代定住研究事業」の達成状況はどうなっているのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この過疎地域自立促進という法律ですけれども、まずちょっとご説明したいのは、今、総合開発計画が本町にありまして、そこに本町は過疎地区でありまして、こういった過疎地域自立の網を張りますと、その総合開発事業の中でやる事業については、適正については過疎の対応になりまして、非常に国としても道も財源の一部を補填するような形になって、どこの町も法律に基づいてこの過疎地域自立促進の網をかけられております。この中の計画の中で、若者子育て支援研究事業の達成ですけれども、本事業につきましては、平成26年度から実施され、本町の人口減少対策として、若者子育て世代の定住化を図ることの政策を研究するとともに、若手の職員が全国の優良自治体の事例などを研究しております。

今回も地方版総合戦略の際にも申し上げましたとおり、研究結果を十分反映できるように勉強をされております。これからはそういったチームで勉強していただいて、少しでもこの若者子育て定住促進の方針のために頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 事業内容に本町の人口減少対策として若者子育て世代の定住化を図るための施策を研究するとありますが、直接何か成果の上がる事例は発見できたのでしょうか。町長お願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 こういった勉強会というのは要するにハード事業よりソフト事業でございますので、成果についてはやっぱり何年経過しなければなかなか出てこない。ただ、今、子育て支援、ご存じのとおり保育所でも一貫して子育てから言葉の教室、さらには学童保育等が一貫してやっておりますし、また、経済面では、出産されたときの1子、2子、3子等にもそれぞれ祝い金を出しております。また、子供たちにも修学旅行、さらに高校生には通学費だとか、そういった金銭面の形で形が出てきているというふうに思っております。

ただ、今言った総合的な勉強期間中のソフトについては、これからまた、それなりの勉強をされておりますから形が出てくるのではないかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 本町の人口減少対策、特に若者子育て世代の定住化という部分については、これからも重要な問題であるというふうに私も思っております。若者子育て世代にとって生活圏の利便性と住宅事情は深刻な問題であり、我が町においても最近では住宅の立地条件次第で民間や各町営住宅エリアにも常に空き家のない状態が続いていると聞いております。

近年豊頃町においても、二世帯住宅にて同居する若い世代が減る反面、町営住宅に居住する世帯が増える傾向にあり、就職リターン者、結婚や新規就農者などの住宅希望のニーズに応えられていないのが現状であるというふうに思っております。僻地に空き家が増える反面、子育て生活圏での移住希望者は増える傾向にあるので、早急に対策を講じることが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、公営住宅等につきましては、民間の方々にもご協力いただいて豊頃駅前に相当何棟か建設をされておまして、そこにある程度独身の若者も入っておりますし、住宅については、ある程度充足されているのではないかというふうに思っております。ただ問題は、本町に残念ながら大きな務める場所、雇用の場所が非常に少ない。したがって、よそから移住をしていただいても働く場所がないのが現状であります。

今、大きな働く場所と言えば、商店の方々も何人かいらっしゃるかと思いますが、農協なり役場の職員が一番よそから来ているのが現状です。そういった形で民間の雇用促進が非常に遅れていると言いましょうか、ないのが現状で、これを何とかクリアしたいといっても非常に難しい問題があります。したがって、今、ここに私どものところに住んでいる若者に、できるだけ子供に恵まれて、そして人口を増やしていただき、その環境整備にやはり重点を置いて頑張

らなければならないというふうに思っております。それには何と云っても、やはり住む場所、さらにはそういった保育の場所、病院、スーパーなど、ある程度充足しなければなかなか移住が困難かというふうに思っております。時間がかかりすけれども、現在住んでいる町民の幸せを考えながら、今後やっぱり努力をしていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 特に若者子育て世代の定住化ということになると、私ちょっと周りを見て思うわけですがけれども、特に豊頃小学校区域に近い中央区区域においては新規公営住宅の建設が進み、ニュータウン計画が整備されたためか若い家族での居住者が増えております。中央区内の小中学生の人数が現在67名と全体の約3分の1を占めていることから、子育て世代の定住化の条件として、特に学童エリアでの住宅環境の整備の促進が必要ではないかというふうに思います。

ちなみに、豊頃小学校、中学校の全体生徒数が221名ということでございまして、中央区の小中学生の人数が67名ということでございますので、整備したことによって若い世代の方々がうまく定住化している一つの事例かなというふうにも考えるわけですがけれども、今後、それぞれ住宅環境の整備の促進について、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、住宅については先ほど申し上げましたように、それぞれの計画を持って建設をしております。一部建てかえ事業も行っておりますけれども、ただ、学校周辺に学童がいるから、そこにという、なかなかそういった条件は難しいと思います。というのは、子供は学校に通うのは近いですがけれども、逆に親が職場が違う場合もありますし、なかなかそういった形は難しいけれども、今、現在住宅そのものについてはある程度計画どおり充足をしているような状況でございます。

ただ、最近は住宅料が非常に高い住宅料になってございまして、所得が低い方についてはなかなか入れない場合もあります。特に公営住宅にとっては法律がありまして、その所得に応じた金額が定められるような形になっております。

いずれにいたしましても、豊頃町に住みたいという方が出てきておりますので、今後も空き家の活用、または住宅の促進について努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 いずれにいたしましても、本町は少子高齢化対策、特に若者子育て世代の施策については、これからも充当していかなければならない非常に重要なことだというふうに考えておりますので、どんどん計画を進めていただいて、そういう人たちが住めるようにしていただきたいなというふうに思っております。この質問は終わらせていただき次の質問をさせていただきます。

きます。

前項事業にある、移住促進事業の進捗状況についてはどうなっているのか、これについて質問いたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 移住促進事業の推進でありますけれども、現在本町で取り組んでいる移住関係施設のうち、移住促進事業については主に農ある暮らし移住体験住宅の維持管理や、移住関連イベントへの出店などを実施しているところであります。移住体験住宅につきましては平成23年度に2棟を建設し、平成24年度から26年度まで3年間で13世帯、延べ1,083日間の利用がございました。このうち、直接移住になったのは2世帯となっております。

また、本町についてはこの移住促進事業のほか、各種補助金制度や分譲地の販売など、さまざまな側面から移住促進施設を実施しておりますので、移住関連イベントやパンフレット等を作成し、全国に発信するよう今取り組んでいるところでございます。これからも移住促進施策につきましては、人口減対策の大きな柱の一つでありますので、今後とも重要項目として積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 我が町においては期間限定の移住者もおるわけですがけれども、特に北海道は夏は本州より涼しく、夏場の期間限定での移住者の希望も多いと聞いております。冬は寒さが厳しく除雪作業も大変であることから、割と高齢者から嫌煙されているとも聞きますので、我が町においても期間限定移住者の積極的勧誘活動等、定年退職者をターゲットにインターネット、ホームページ等でのPR活動をしてはどうか。そこから定住への希望者がどのくらいいるのか、新総合戦略計画の中で検証を見てはいかがかと思うわけですがけれども、町長、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 移住促進の関係で、私どもいろいろ試行錯誤しながら努力をしてきました。特に夏場の北海道は非常に気に入って殺到しますけれども、問題は移住促進イコールある程度定住でなければ、余り町にとっても好ましくないというか一時的に遊びに来て、いい町だなぐらいで、本来ならばそのうちに何パーセントか、いい町だから定住しようというふうな方が出てきてほしいというのが本音でございます。

これからも、いろいろな形でPRをしていきますけれども、できれば本当に何年も定住されることを望んでいるところでございます。今、ご指摘のとおり、これからもそういったいろいろな形で移住促進をPRしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 豊頃町も3,000人弱の人口の町でございまして、本当に定住化していただけるという部分については、簡単にインターネット等を使ったからといって、簡単に増えるものではないかというふうに私も認識はしております。

いずれにいたしましても、やはり生活圏に利用できる利便性のあるものがあるところに人間は住むということもありますので、ですが、豊頃町におきましては人口を増やすためにはよそから人が来ていただかないことには、とにかく人口は増えませんので、この事業については何らかの戦略をもってひとつ進めていただきたいというふうに思っております。

次の質問をさせていただきます。

前項事業にある(3)その他の中にある農畜産物加工開発に向けた研究開発グループへの活動支援事業の実施状況について、具体的な事例と達成状況はどうなっているのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 農畜産加工開発に向けた研究グループ事業でありますけれども、これは町の単独ソフト事業の項目として過疎計に乗せたものでございます。本計画中にこれまでの農産加工開発に向けたグループへの支援といたしましては、さまざまな形で支援してきております。具体的には、農業サポート施設調理室や、はるにれ友遊館の食品加工施設を利用した農産物の加工が行われておりますことはご承知のことと思います。これらの施設の整備について、また備品等につきましても積極的に整備を行っておりますし、これらグループへの活動支援も行ってきたところでございます。これら施設を利用し、今後新たに今チーズの製造販売を目指す団体もあります。

これまで培った製造技術を生かしながら、個人的でありますけれども施設整備を行い、チーズの将来は販売を目指す方もいるというふうに聞いておりまして、大いに期待をしているところでございます。

その他平成22年に制度化した農業振興事業補助金について、新規企業新製品開発、販路拡大、デザイン開発など、それぞれの項目を盛り込んで支援をしているところでございます。また、町内において整備いたしました豊頃物産の直売所では、ご存じのとおり大変好評で年々販売の額も伸びております。これからも会員の相互の研修や研究などさらに深め、販売拡大につながっていくことを期待をしているところでございます。

町といたしましては、農畜産加工開発に向け、研究グループへの活動支援は今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 これに当たって、どれだけのグループ、個人事業者が5ヶ年中に存在したのかお聞きいたします。町長よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 詳細にわたっては担当者のほうからご説明申し上げます。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 これまでの実績についてでありますけれども、本町の産業振興事業の補助金を活用した支援製品の開発ということでは、これまで4件制度を利用して開発してございます。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたように、今年度新たにチーズの製造販売を目指す団体が保健所の許可を取り、研究開発、販売を目指しているところでありまして、団体と個人それぞれ今活動しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 団体と個人ということは2件ということでしょうか。お聞きします。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 ただいまのチーズに関しては2件ということになります。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 本事業でございますけれども、地域の自立促進において、今後最も必要なのは農畜産物加工品開発に向けた研究グループへの活動支援だけではなく、特産品を生み出すための共同と連帯だと私は考えます。例えば、先ほど坂口議員が質問をしておりましたが、我が町がふるさと納税者に感謝特典を贈る制度を始めた場合、寄附額を募るためにはとにかく町の特産品がどれだけあるかにかかっております。その中から特出した産品を生み出すことが重要課題となります。そのためには我が町の特産品開発のための、ぜひともプロジェクトチームを結成する必要があります。行政、農協、漁協、商工、民間製造業者より有識者の人材を登用していただき、豊頃の英知を結集した至極の産品をつくり出すために一致協同することが最善と考え、ぜひとも今後の総合戦略計画には施策立案し、事業として実施できるよう体制づくりを強く要望したいというふうに思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変すばらしい考えですけれども、一つだけ私なりに思うのは、これ大体6次化に進めた形だと思いますけれども、本来でありますと6次化に進むということになれば単なるお年寄りの時間の余裕で、そういったものをつくるのではなくて、今言われたとおり専門的な研究が必要かと思うし、特に農畜産の加工につきましては、開発から製造、販路拡大なんていうのは、やっぱり専門分野でなければ私どもサラリーマンではその分野は非常に難しいものがあると思います。

あくまでも農業に携わっている、畜産に携わっている、漁業に携わっている方が自ら立ち上がらないと、これはなかなかできる問題でないかというふうに思っております。ただ、どの辺まで本当に生活を守るまで販路を拡大するのか、ある程度趣味を生かして農産・畜産物を販売するのも非常に難しい問題があると思います。

特に今言った、そういった専門分野で専門職を呼んで行うようなことになれば、それだけしっかりしたプロジェクトチームをつくらなければならないし、もちろん農業も漁業も協力していただかなければならないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今言った、チーズづくりからこつこつそういった技術を結集して、やはり将来は大きく羽ばたいて販売ルートまで行くようにできるよう努力していかなければならないというふうに思っております。

先ほど課長からも説明したチーズづくりについても、大いに期待し、さらに少なくとも地元の方だけでも購入して生活が潤うような形にしていきたいというふうに期待をしております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 今、町長が申しましたように、豊頃町においては、いわゆる産品を見出す事業といいますか、いわゆる特産品を見出す面において農協は農協、漁業者は漁業者、商工者は商工者ということでございますけれども、いかんせん、やはり特出したものがなく個人として名声のある商品はあるとして、なかなかそれぞれが官民一体となった形の中で産品を編み出すという形のものが見えてきません。なかなか難しい問題だとは思いますが、この少ない人口になってしまった豊頃町において、それぞれ官民の英知、また町民、住民の英知を結集して日本に発信するような産品が出来ればなということで、私は発案させていただきました。

以上で私の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 大変結構なご質問ですけれどもご承知のとおり私どもの農業については非常に余剰される労働力が少ない、まだまだ自分の経営の拡大に皆さんエネルギーを費やしておりまして、今、新しい開発というのは本当に専門的な技術をとというふうになろうと思っております。

今後、少なくともそういった資源がありますので、調査研究しながら前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●2番小笠原議員 ありがとうございます。

●藤田議長 午後1時10分まで、昼食のため休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 意見書案第4号

●藤田議長 日程第7 意見書案第4号平成27年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書

の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸、賛成者、豊頃議会議員坂口尚示、同上菅谷誠、同上岩井明、同上小笠原茂人。

平成27年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年度北海道地域最低賃金改正等に関する意見書。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をした。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの労働者の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年度までに全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、審議会答申を十分尊重し、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

3、最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第8 意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1番、中村純也議員。

●1番中村議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方交付税及び一般財源を確保する必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、社会保障と地方財政の歳出削減に向けた議論が進められている。

地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成28年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に以下の対策を求める。

記。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。特に、今後、策定する財源再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。

2、子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間が終了する平成28年度以降も継続して確保すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税のあり方を検討すること。

4、法人実効税率の実直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで代替財源の確保をはじめ、地方財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を維持すること。

5、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

●藤田議長 日程第9 意見書案第6号義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成28年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1番、中村純也議員。

●1番中村議員 意見書案第6号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同人大崎英樹、同上岩井明。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成28年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元など平成28年度政府予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要である。

今年度の政府予算では、財源不足などを理由に、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援にとどまった。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」についても削減が進むなど、「就学援助」を受ける全道の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがある。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者の負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望する。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1／2に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、就学援助制度の充実にむけ、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

●藤田議長 日程第10 意見書案第7号新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案にいて、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村議員 意見書案第7号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員

小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、全道で、現在までに募集停止となった高校が実施予定も含め20校、再編・統合により削減された高校が実施予定も含め19校となっている。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担や、保護者の経済的負担も増大している。

平成23年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしている。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の半数近くがなくなることになり、これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながりかねない。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」、「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望する。

記。

1、道教委が平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

●藤田議長 日程第11 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書表を朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

- ・ 目 的 議会の活性化に資するため。
- ・ 派遣期日 平成27年7月7日(火)から同月8日(水)。
- ・ 派遣場所 札幌市。

- ・ 派遣議員 全議員。
- 2、新任議員研修会。
- ・ 目 的 議会運営の基本を学ぶため。
 - ・ 派遣期日 平成27年7月23日（木）。
 - ・ 派遣場所 帯広市。
 - ・ 派遣議員 岩井明議員、相澤昌幸議員、坂口尚示議員、小笠原茂人議員、中村純也議員。
- 3、姉妹都市交流。
- ・ 目 的 姉妹都市との交流及び親善のため。
 - ・ 派遣期日 平成27年7月25（土）から同月27日（月）。
 - ・ 派遣場所 福島県相馬市。
 - ・ 派遣議員 藤田博規議長、大崎英樹議員、坂口尚示議員。
- 4、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。
- ・ 目 的 議会広報の編集技術の向上に資するため。
 - ・ 派遣期日 平成27年8月18日（火）から同月19日（水）。
 - ・ 派遣場所 札幌市。
 - ・ 派遣議員 議会運営委員4人。

以上です。

●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読したとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び事務調査の申し出

●藤田議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成27年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員